

第1章 職場でのトラブルでお困りのみなさまへ

福岡県では、県内4か所に**労働者支援事務所**を設置し、労働者や使用者を対象に、**労働相談**を実施しています。

解雇や賃金の未払い、パワハラなど労働に関する相談をお受けし、情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援します。

働く上での疑問、不安やトラブルをお持ちの方、労務管理上のアドバイスを求めたい方は、お気軽にご相談ください。**ご相談は無料**です。

■労働相談の例

- ・ 職場でのいじめ、パワハラ、セクハラなどにあっている
- ・ 解雇されそう
- ・ 退職に追い込まれそう、雇用契約が更新されない
- ・ 賃金、残業代を払ってもらえない
- ・ 退職金を受給できるか知りたい
- ・ 有給休暇を取らせてもらえない
- ・ パートタイマーや派遣について知りたい
- ・ 労働組合について知りたい、作りたい
- ・ いわゆるブラック企業、ブラックバイトへの対応が知りたい
- ・ 育児休業、男女雇用機会均等法について知りたい など

■相談窓口 ※所在地等の詳細は巻末をご参照ください。

名 称	電話番号
福岡労働者支援事務所	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	0948-22-1149

■相談窓口の受付時間

○電話・来所による相談

月曜日～金曜日までの8時30分から17時15分

※祝日、12月29日から1月3日は除きます。

○夜間の電話相談(当番事務所が対応)

毎週水曜日(祝日の場合は翌日)の17時15分から20時まで

○ふくおか電子申請サービスによる相談受付

24時間ご利用いただけます。

※お急ぎの場合は、最寄りの労働者支援事務所に電話または来所にてご相談ください。

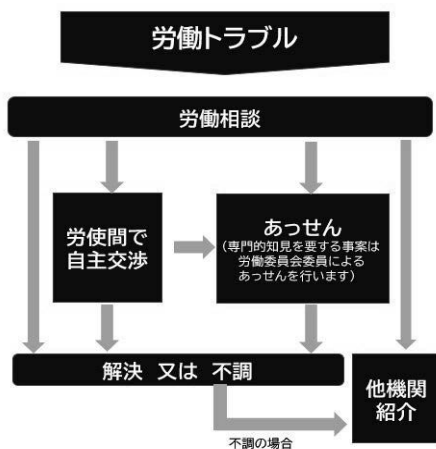
■あっせん

労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を行い、労使紛争の早期解決を支援します。

労使どちらからの相談に対しても公平に対応します。あっせんは非公開で、プライバシーは保護されます。

なお、専門的知見に基づく判断を要する事案は、労働委員会委員(公益委員(大学教授や弁護士など)、労働者委員(組合役員など)及び使用者委員(会社役員など)各1名の三者構成)によるあっせんを行います(委員あっせん)。

あっせんにより合意した場合、民法上の和解と同一の効力を持つため、当事者には、その合意を履行する責任が生じます。



<あっせんの例>**【事例1】 退職勧奨****(申立ての概要)**

申立者は、病気休職から復職後、リハビリのための半日勤務から数か月経過した頃に会社から今後の勤務について確認された。申立者は継続雇用を希望したところ、会社側から現状維持はできないと告げられたため、その場で退職に合意したが、本心では納得しておらず、あっせんを申し立てた。

(あっせんの結果)

労働者支援事務所から会社へ申立者の継続雇用の可能性を確認し、申立者及び会社側の意向を踏まえた提案を行い、1年間の病気休職と復職後は1か月のリハビリ勤務を認めることで両者が合意し、解決した。

【事例2】 解雇**(申立ての概要)**

申立者は、試用期間中に会社から能力不足を理由に解雇通告を受けた。解雇を避けるため自己都合退職を選択したが、抑圧的な状況下での判断であり、本意ではなかったため、退職届の撤回を求めてあっせんを申し立てた。

(あっせんの結果)

労働者支援事務所から会社に対し、解決に向け申立者に歩み寄れないか打診した結果、会社都合による退職として、会社が申立者へ解決金を支払うことで両者が合意し、解決した。